

平成30年度 確定給付企業年金の書面監査及び実地監査における主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
規約管理	規約で引用する労働協約等は常に保管しておくこと。
	規約で定める効力日現在の労働協約等に基づき、業務を行うこと。
	事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地を変更したときは、遅滞なく届け出をすること。
事業周知	業務の概況について、加入者に周知すること。
	業務の概況について、毎事業年度1回以上、加入者に周知すること。
	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。
給付	加入者の資格を喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。
	休職（休業）により加入者の資格を喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。
	裁定請求書には、法令及び規約に基づく添付書類を提出させること。
資産運用	積立金の運用に関する基本方針を作成すること。
	積立金の運用に関する基本方針については、法令に規定されている事項を定めること。
	政策的資産構成割合を策定すること。
個人情報保護	個人データを取り扱う従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。
	個人データの漏えい等が発生した場合における報告体制を確立すること。
	特定個人情報等について基幹システム又はそれに類するシステムで取り扱う場合にあっては、当該システムは、インターネットと物理的又は論理的に切断すること。
	特定個人情報ガイドラインを踏まえた基本方針や取扱規程等を策定すること。
代議員及び理事	理事長代理については、あらかじめ理事長が指定すること。
	代議員会における書面又は代理人による議決権行使については、法令及び規約に基づき適正に行うこと。
監事監査	監事は、毎事業年度当初、監査の実施計画を立て、これを理事長に通知すること。
	監事監査は、通知に掲げる事項のすべてについて行うこと。
	監事は、監督官庁からの認可書、通知書その他の業務運営に関する重要な文書の回付を受けること。
福祉事業	加入者等の福利及び厚生に関する事業については、規約で定めるところにより行うこと。